**通信カラオケ機器の借用に関する取扱基準**

**（目的）**

**第１条　この基準は、清瀬市で使用する通信カラオケ機器（以下「機器」という。）を市民又は市内の団体に借用する際の基準を定めるとともに、その機器の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。**

**（借用方法）**

**第２条　機器の借用を希望する市民又は市内の団体（以下「賃借人」という。）は、清瀬市生涯健幸部介護保険課地域包括ケア係（以下「清瀬市」という。）に借用書を提出するものとする。**

**２　前項の規定により、賃借人が清瀬市に借用書を提出するときは、事前に希望する日程で機器が借用できるかどうか等、清瀬市に対して必要な確認をするよう努めるものとする。**

**３　第１項による借用書の提出は、機器を借用する２週間前までにするものとする。この場合において、２週間前までに借用書を提出することができない場合であって、かつ、清瀬市が機器を借用することが可能であると認められる場合は、前日までに借用書を提出するものとする。**

**（使用人数）**

**第３条　機器を借用する賃借人は、原則的に１０人以上の市民又は市内の団体とする。**

**（借用日数）**

**第４条　機器を連続して借用できる期間は、３日までとする。**

**２　前項の規定にかかわらず、３日を超えて機器の借用を希望する場合は、あらかじめ清瀬市の承諾を得るものとする。**

**（使用場所）**

**第５条　機器を使用することができる場所は、清瀬市内の公共施設、医療施設、介護施設又はその他の清瀬市が使用することができると認められる場所に限る。**

**（賃借人の責務）**

**第６条　賃借人は、借用した機器を善良な管理者の注意義務をもって取扱を行わなければならない。**

**２　賃借人の故意又は過失により機器を滅失又は毀損した場合は、必ず清瀬市に届け出なければならない。**

**（使用後の取扱）**

**第７条　賃借人は、機器を使用後、速やかに機器を現状に回復して清瀬市に返還する。**

**（様式）**

**第８条　この基準に必要な借用書等の様式は、別に定める。**